

令和4年度第2回  
豊橋市国民健康保険運営協議会

日 時 令和4年11月10日(木) 午後1時30分  
場 所 豊橋市役所 西館7階 第1委員会室

# 次 第

## 1 あいさつ

## 2 議 事

議題 1	豊橋市国民健康保険事業の実施状況について	…… 1
	1 被保険者の状況	
	2 保険給付の状況	
	3 国民健康保険税の賦課状況	
	4 国民健康保険税の徴収状況	
	5 特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況	
	6 糖尿病性腎症重症化予防事業の概要	
議題 2	令和5年度国民健康保険税賦課の考え方について	…… 9
参考資料	国民健康保険税賦課の概要	……12
	豊橋市国民健康保険税率推移	……13
その他	次回開催について	

## 1 被保険者の状況

(年度末)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度 (9月末)	備考
① 行政区域内人口	人 376,141	人 373,833	人 370,829	人 370,846	
対前年比	-0.01%	-0.61%	-0.80%	0.00%	
② 国保被保険者数	75,521	74,242	71,640	70,799	
対前年比	-3.21%	-1.69%	-3.50%	-1.17%	
加入率	20.08%	19.86%	19.32%	19.09%	
③ 国民健康保険加入世帯数	46,775	46,610	45,560	45,573	
対前年比	-1.67%	-0.35%	-2.25%	0.03%	
④ 1世帯あたりの被保険者数	1.61	1.59	1.57	1.55	
国保被保険者数のうち(再掲)	75,521	74,242	71,640	70,799	
⑤ 前期高齢者被保険者数	32,272	32,357	31,570	30,993	国保65歳～74歳
対前年比	-1.78%	0.26%	-2.43%	-1.83%	
前期高齢者率	42.73%	43.58%	44.07%	43.78%	
⑥ 介護第2号被保険者数	24,350	24,087	23,346	23,221	国保40歳～64歳
対前年比	-3.61%	-1.08%	-3.08%	-0.54%	

## 【参考】

⑦ 後期高齢者被保険者数	49,162	49,527	50,718	51,757	75歳以上及び 65歳以上障害者の うち希望者
対前年比	2.66%	0.74%	2.40%	2.05%	
⑧ 前期高齢者被保険者数及び後期 高齢者被保険者数の合算 ⑤+⑦	81,434	81,884	82,288	82,750	
対前年比	0.85%	0.55%	0.49%	0.56%	

## 2 保険給付の状況

### (1) 療養諸費の状況

区分	元年度	2年度	3年度	4年度(見込み)	備考
療養諸費用額 (千円)	26,515,254	25,034,645	26,117,544	25,450,308	
対前年比	0.64%	-5.58%	4.33%	-2.55%	
1人当たり療養諸 費用額 (円)	343,155	331,286	354,607	357,830	
対前年比	4.04%	-3.46%	7.04%	0.91%	

### (2) 医療費の推移(医科、歯科)

年度	月	被保険者数	医科医療費(円)	1人当たり 医科医療費 (入・外)(円)	1人当たり 医科医療費 (入・外) 対前年同月比	歯科医療費(円)	1人当たり 医療費(歯科) (円)	1人当たり 医療費 (歯科) 対前年同月比	1人当たり 医療費 (医科・歯科)	1人当たり 医療費 (医科・歯科) 対前年同月比
令和 2年度	4月	77,257	1,860,876,460	24,087	-2.0%	145,744,290	1,886	-13.6%	25,973	-3.0%
	5月	76,696	1,676,057,060	21,853	-8.5%	134,864,440	1,758	-15.9%	23,611	-9.1%
	6月	76,702	1,878,001,710	24,485	0.8%	175,992,980	2,295	2.7%	26,780	1.0%
	7月	76,607	1,880,916,540	24,553	-5.9%	173,025,150	2,259	-2.2%	26,812	-5.6%
	8月	76,307	1,763,091,220	23,105	-7.5%	152,322,520	1,996	3.6%	25,101	-6.7%
	9月	76,232	1,776,868,980	23,309	-4.8%	170,930,010	2,242	5.9%	25,551	-3.9%
	10月	76,115	1,965,166,190	25,818	1.2%	179,422,490	2,357	7.8%	28,175	1.7%
	11月	75,949	1,766,261,130	23,256	-7.5%	162,755,580	2,143	-0.4%	25,399	-7.0%
	12月	75,810	1,895,548,530	25,004	-0.4%	174,629,580	2,304	3.4%	27,308	-0.1%
	1月	75,809	1,831,174,870	24,155	-5.2%	146,690,300	1,935	-6.2%	26,090	-5.3%
	2月	75,359	1,755,215,420	23,291	-4.7%	159,647,530	2,118	1.7%	25,409	-4.2%
	3月	75,169	2,038,037,610	27,113	6.9%	188,002,530	2,501	15.5%	29,614	7.5%
		累計	-	22,087,215,720	24,166	-3.1%	1,964,027,400	2,149	0.2%	26,315
令和 3年度	4月	75,830	1,922,876,790	25,357	5.3%	176,820,370	2,332	23.6%	27,689	6.6%
	5月	75,203	1,804,653,320	23,997	9.8%	156,564,950	2,082	18.4%	26,079	10.5%
	6月	75,042	1,950,240,560	25,989	6.1%	179,460,670	2,391	4.2%	28,380	6.0%
	7月	74,864	1,956,215,490	26,130	6.4%	168,447,560	2,250	-0.4%	28,380	5.8%
	8月	74,590	1,885,855,810	25,283	9.4%	156,672,240	2,100	5.2%	27,383	9.1%
	9月	74,413	1,889,056,340	25,386	8.9%	164,623,510	2,212	-1.3%	27,598	8.0%
	10月	74,166	1,980,893,530	26,709	3.5%	179,305,370	2,418	2.6%	29,127	3.4%
	11月	73,729	1,903,218,440	25,814	11.0%	174,334,330	2,365	10.4%	28,179	10.9%
	12月	73,278	1,932,136,210	26,367	5.5%	173,122,240	2,363	2.6%	28,730	5.2%
	1月	73,123	1,824,674,700	24,954	3.3%	150,851,660	2,063	6.6%	27,017	3.6%
	2月	72,672	1,702,959,170	23,434	0.6%	154,492,710	2,126	0.4%	25,560	0.6%
	3月	72,613	1,991,479,440	27,426	1.2%	181,609,390	2,501	0.0%	29,927	1.1%
		累計	-	22,744,259,800	25,569	5.8%	2,016,305,000	2,267	5.5%	27,836
令和 4年度	4月	73,422	1,890,330,630	25,746	1.5%	175,828,000	2,395	2.7%	28,141	1.6%
	5月	72,937	1,819,305,240	24,944	3.9%	165,456,050	2,268	8.9%	27,212	4.3%
	6月	72,769	1,949,510,210	26,791	3.1%	181,222,190	2,490	4.1%	29,281	3.2%
	7月	72,485	1,876,929,500	25,894	-0.9%	179,724,550	2,479	10.2%	28,373	0.0%

### (3) 新型コロナウイルス感染症傷病手当金の状況

区分	2年度	3年度	4年度 (10月末)
支給件数	31	64	276
総支給額(円)	995,179	2,549,992	6,592,071

新型コロナウイルス感染症による感染等により会社を欠勤し、欠勤日から起算して4日目以降も勤務できず、その間、給与等を受けることができなかった場合、給与日額の2/3に4日目以降の欠勤日に乗じた額を傷病手当金として申請することができる。

(支給対象期間：令和2年1月1日から令和4年12月31日まで)

### 3 国民健康保険税の賦課状況

#### (1) 賦課状況

(本算定)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	備考
賦課方式	3方式				応能；所得割 応益；均等割・平等割
税率改定	13頁参照				
賦課世帯数	48,038	47,357	47,187	46,353	
対前年比	-1.41%	-1.42%	-0.36%	-1.77%	
1人当たり 平均所得額	765,716	734,515	704,285	762,295	
対前年比	-1.60%	-4.07%	-4.12%	8.24%	
法定軽減世帯数 (7・5・2割)	23,306	23,358	23,610	23,395	
対前年比	-0.80%	0.22%	1.08%	-0.91%	
独自減免世帯数	18,815	18,401	18,603	18,929	
対前年比	-1.91%	-2.20%	1.10%	1.75%	
1人当たり 調定額(円/人)	100,907	99,702	98,006	101,950	3年度県内平均； 102,917円
対前年比	2.55%	-1.19%	-1.70%	4.02%	
1世帯当たり 調定額(円/世帯)	164,243	159,865	155,979	160,096	3年度県内平均； 159,269円
対前年比	0.87%	-2.67%	-2.43%	2.64%	

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等への 保険税減免状況

区分	2年度	3年度	4年度 (10月末)
減免件数	360	115	51
総減免額(円)	75,242,800	18,343,100	9,890,200

新型コロナウイルス感染症の影響により死亡・重篤な傷病を負った世帯と収入が30%以上減少した世帯を対象に実施

(減免対象：納期限が令和2年2月1日から令和5年3月31日までの保険税)

#### 4 国民健康保険税の徴収状況

##### (1) 収納率の状況

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度 (9月末)	備考
現年度分	92.6%	92.9%	93.6%	29.00%	R3.9末28.40%
滞納繰越分	18.6%	20.2%	20.3%	10.93%	" 9.93%
合 計	70.1%	72.5%	75.2%	24.85%	" 23.76%

##### (2) 徴収事務の状況

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度 (9月末)	備考
コールセンター 架電数 (市税含)	28,269件	26,362件	24,428件	8,242件	架電は現年度が対象 の為、期間は6～5月 でカウント。昨年同 時期7,984件
督促件数	58,706件	49,559件	48,209件	13,657件	昨年同時期13,845件
財産調査件数	26,752件	39,869件	47,354件	22,388件	金融機関調査数 (臨場除く) 昨年同 時期24,689件
差押件数	1,117件	1,309件	1,386件	554件	昨年同時期639件
公売件数 (市税含)	自動車1 動産13 不動産2 無体財産20	動産1 不動産2	不動産1 無体財産33	なし	広域連合分含む
休日納税窓口 開設日数	日曜6日	日曜5日	日曜5日	日曜2日	令和4年度は新型コ ロナ対策で、5・8 月は電話相談のみ、 6・10月は実施見 合わせ。

5 特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況

(1) 受診率・実施率の状況

区分	令和元年度 (法定報告)	令和2年度 (法定報告)	令和3年度 (法定報告速報値) (10月)	令和4年度 (9月末実績)	備考
特定健康診査 対象者数 (人)	52,916	52,624	50,806	54,716	
受診者数 (人)	20,791	18,549	18,817	6,586	
受診率 (%)	39.3	35.2	37.0	12.0	
特定保健指導 対象者数 (人)	2,207	2,038	2,047	479	当該年度に特定健診を 受診した者が対象
実施者数 (人)	296	324	303	37	初回面談を利用した者
実施率 (%)	13.4	15.9	14.8	7.7	初回面談の利用率

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け保健  
事業見合わせ期間  
(R2年5月～6月) あり

(2) 受診勧奨・受講勧奨の状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (9月末)	備考
特定健康診査 受診勧奨案内	【新規】 AIを活用したハガキによる個別通知 1回目 8月 (19,100人) 2回目 再発送12月 (3,820人) SMS勧奨 1月 (100人)	AIを活用したハガキによる個別通知 1回目 9月 (14,103人) 2回目 再発送 1月 (5,281人)	AIを活用したハガキによる個別通知 1回目 6月 (16,500人) 2回目 再発送 10月 (16,500人) 3回目 再発送 1月 (3,600人)	AIを活用した個別通知 ○ハガキ 1回目 6月 (11,000人) 2回目 9月 (16,000人) 3回目 1月予定 (3,500人) ○SMS 1回目10月 (2,776人) 2回目11月予定 3回目12月予定 4回目 1月予定 (総数12,265件 予定)	
特定保健指導 受講勧奨初回案内	<集団健診> 受講勧奨 (168人) うち61人は当日保健指導実施 <医療機関> 健診結果と同時通知	<集団健診> 受講勧奨 (37人) うち18人は当日保健指導実施 <医療機関> 市からの個別通知	<集団健診> 受講勧奨 (52人) うち20人は当日保健指導実施 <医療機関> 市からの個別通知	<集団健診> 受講勧奨 (18人) うち12人は当日保健指導実施 <医療機関> 市からの個別通知	法定報告値の特定保健指導対象者との人数相違は、実績値のため。
特定保健指導 受講勧奨再案内	<人間ドック併用受診> 手紙による個別通知 (322人) 電話 (1,765人) 手紙による個別通知 (142人) 家庭訪問による保健指導対象者 (250人)	<人間ドック併用受診> 市からの個別通知 (230人) 電話 (2,091人)	<人間ドック併用受診> 市からの個別通知 (193人) 電話 (1,753人)	<人間ドック併用受診> 市からの個別通知 (38人) 電話 (366人)	

## 6 糖尿病性腎症重症化予防事業

### 1 実績推移

#### (1) 保健指導実績

##### (ア) 実施率

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	31人（162人）※	39人（156人）※	46人（169人）※
保健指導実施者数	16人	10人	3人
保健指導実施率	51.6%	25.6%	6.5%



腎臓お守りシール

※ 対象者のうち、特定保健指導該当者数

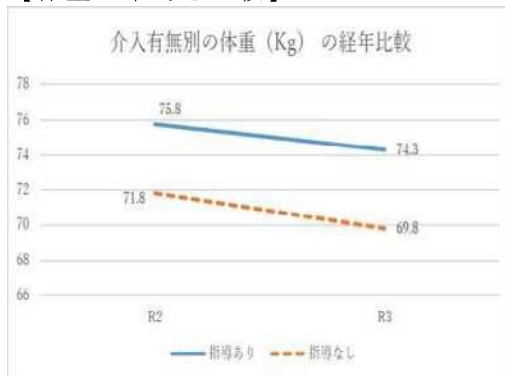
令和元年度より、特定保健指導に該当しない方へも実施しているため、（）内は特定保健指導非該当を含む対象者数

##### (イ) 保健指導による生活改善

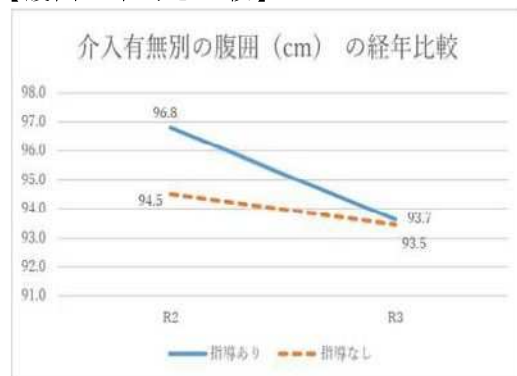
指導あり（N=7） 令和2年度保健指導実施者10名のうち令和3年度健診受診者7名

指導なし（N=18） 令和2年度保健指導実施者29名のうち令和3年度健診受診者18名

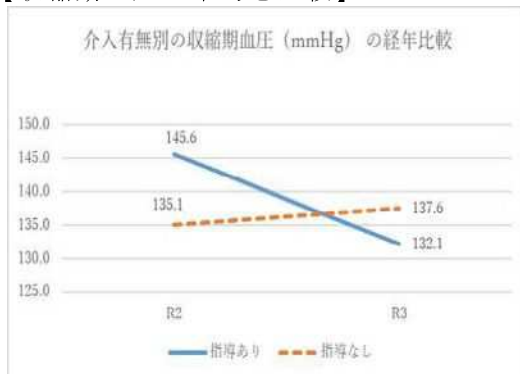
##### 【体重の平均を比較】



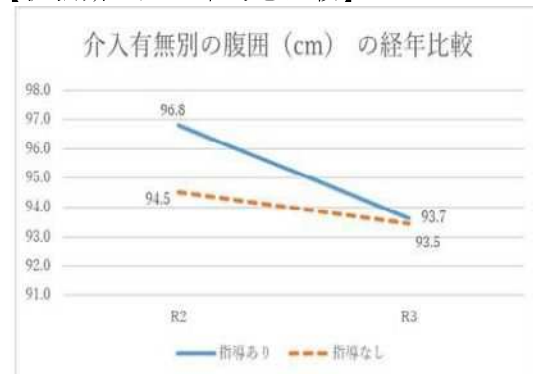
##### 【腹囲の平均を比較】



##### 【収縮期血圧の平均を比較】



##### 【拡張期血圧の平均を比較】





(2) 受診勧奨実績

(ア) 医療機関受診率（連絡票返信率）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診勧奨実施者数	162人	156人	169人
医療機関受診者数	92人	88人	67人
医療機関受診率	56.8%	56.4%	39.6%

(イ) 糖尿病性腎症による新規透析導入者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
豊橋市国民健康保険加入者 新規透析導入者数	50人	46人	45人
愛知県後期高齢者医療制度加入者 新規透析導入者数	163人	140人	160人

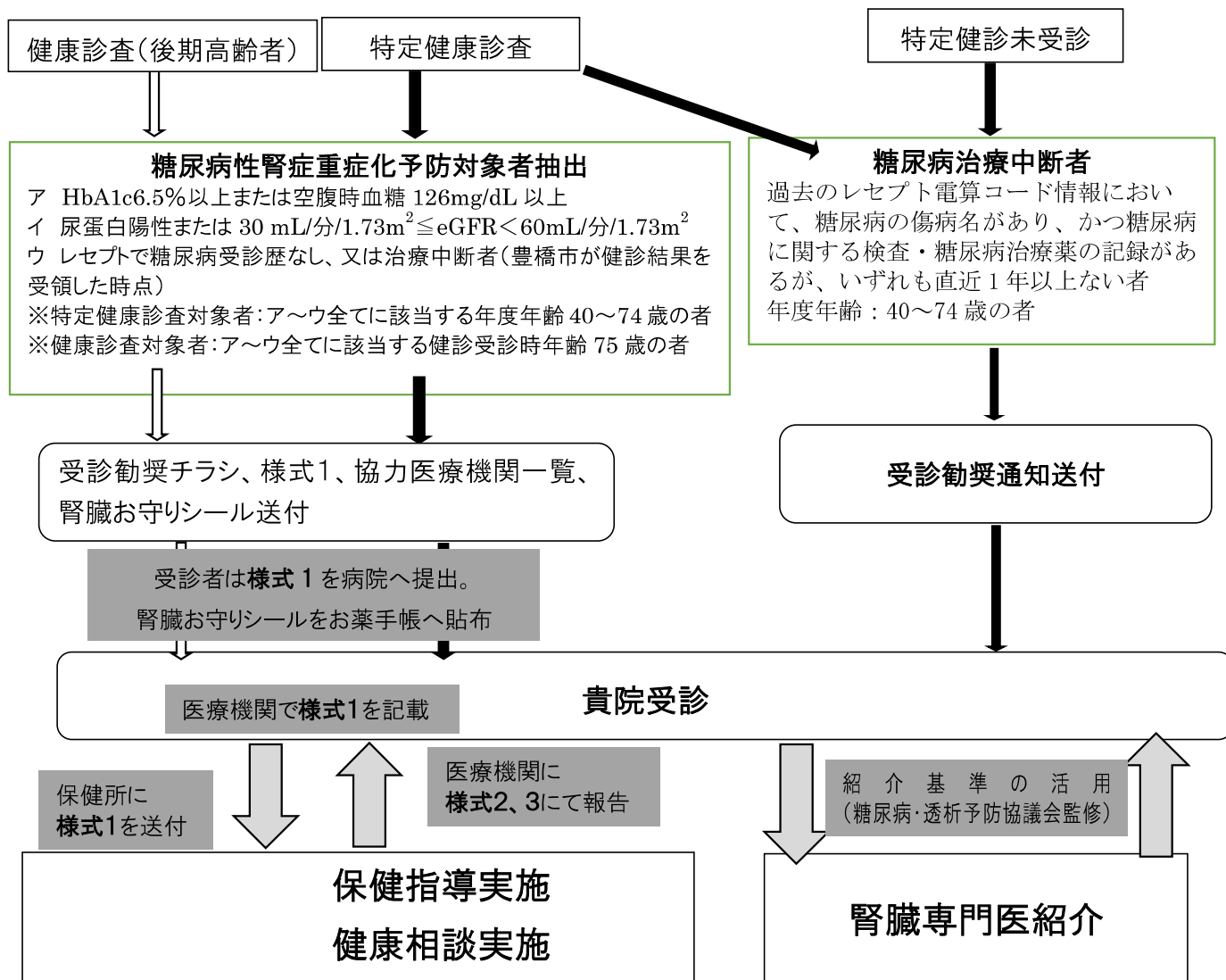
各年度に資格を有する者を抽出、途中加入者含む、KDBより抽出

2 課題

豊橋市国民健康保険加入者の人工透析新規導入者は減少しているが、愛知県後期高齢者医療制度加入者の人工透析新規導入者は増加している。よって、75歳に対する受診勧奨を今後も継続していく必要がある。感染症拡大防止の観点より、保健指導対象者への訪問を中止したことや対象者の外出控えから保健指導実施率が低下した。令和3年度より、オンラインでの面接ができるよう体制を整えたので、対象者が安心して受講できることを啓発し受講に繋げていく。また医療機関受診率が低下しているため、電話による受診勧奨の強化を行う。

＜豊橋市糖尿病性腎症重症化予防事業の全体像＞

糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者に対して対象者を選定し、腎不全・人工透析への移行を防止することを目的としています。



※様式3を用いた報告は特定保健指導対象者のみとなります。

1 令和5年度実施の制度改正（地方税法等の改正）

(1) 保険税軽減判定基準の見直し

国による基準の見直しが行われた場合、本市においても見直しを行う。

区分	現行（令和4年度）
7割軽減	前年の軽減判定所得（※1）が次の金額の合計額以下の世帯 ①43万円 ②（一定の給与所得者等（※2）の人数－1）×10万円
5割軽減	前年の軽減判定所得（※1）が次の金額の合計額以下の世帯 ①43万円 ②（一定の給与所得者等（※2）の人数－1）×10万円 ③（被保険者と特定同一世帯所属者（※3）の人数）×28万5千円
2割軽減	前年の軽減判定所得（※1）が次の金額の合計額以下の世帯 ①43万円 ②（一定の給与所得者等（※2）の人数－1）×10万円 ③（被保険者と特定同一世帯所属者（※3）の人数）×52万円

※1 軽減判定所得とは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得金額の合計等です。

※2 一定の給与所得者等とは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与収入が55万円を超える方、又は公的年金の収入が60万円を超える65歳未満の方、公的年金の収入が125万円を超える65歳以上の方（年齢は1月1日時点）を指します。

※3 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険への加入により国保を脱退し、脱退時と同一の世帯にいる者を指します。

(2) 課税限度額の見直し

国による課税限度額（引き上げ）の見直しが行われた場合、中間所得者、低所得者の負担軽減のため本市においても見直しを行う。

区分	令和3年度	現行（令和4年度）	令和5年度
医療分	630,000円	650,000円	未定(税制改正大綱による額)
支援金分	190,000円	200,000円	未定(税制改正大綱による額)
介護分	170,000円	170,000円	未定(税制改正大綱による額)

(3) 出産育児一時金の見直し

出産費用が年々高くなっているため、国が出産育児一時金の引き上げを検討中。国による見直しが行われた場合、本市においても見直しを行う。

平成18年10月	平成21年1月	平成21年10月	令和5年
30万円→35万円	35万円→38万円	38万円→42万円	未定

## 2 令和5年度国民健康保険税率の考え方

### (1) 税率改定の考え方

- ・国保の税率は毎年納付金額などが変わることから、毎年見直すことが原則となっており、令和5年度も納付金額に応じた税率を設定する。
- ・愛知県は前年度からの決算剰余金を充当し、納付金を引き下げてきたが、R5年度はこの充当ができなくなる見込み。また、例年一人当たり医療費が伸びていることから、R5年度の納付金は引き上げとなる見込み。
- ・本市には令和3年度からの繰越金が約26億円あるためこれを活用し、年度間のバランスも考慮しつつ、1人当たり調定額が急増しないよう配慮した税率を設定したい。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1人あたり納付金額	133,193円	133,638円	131,302円	138,436円
前年度比	—	+0.3%	▲1.8%	+5.4%
1人あたり保険給付費	284,893円	288,326円	292,115円	308,518円
前年度比	—	+1.2%	+1.3%	+5.6%
1人あたり調定額	100,907円	99,702円	98,006円	101,950円
前年度比	—	▲1.2%	▲1.7%	+4.0%

### (2) 応能・応益割の割合について

愛知県標準割合	令和3年度	現行（令和4年度）	令和5年度
応能割：55% 応益割：45%	応能割：55% 応益割：45%	応能割：55% 応益割：45%	応能割：55% 応益割：45%

### (3) 均等割・平等割（応益割）の割合について

愛知県標準割合	現行（令和4年度）	令和5年度	今後の考え方
均等割：31.5% （加入者ごと） 平等割：13.5% （世帯ごと）	均等割：25% 平等割：20% *45%の内訳	均等割：26% 平等割：19% *45%の内訳	県の標準割合に段階的に近づけていく。

(4) 独自減免制度の継続について

低所得世帯への減免措置（均等割・平等割を減免）  
・対象世帯

区分	現行（令和4年度）
10%減免	7割・5割軽減該当世帯で、市民税所得割が非課税の世帯
20%減免	2割軽減該当世帯で、市民税所得割が非課税の世帯
40%減免	上記以外の世帯で、市民税所得割が非課税の世帯

（対象世帯の未就学児に賦課される均等割については軽減対象外）

・対象世帯数、予算金額

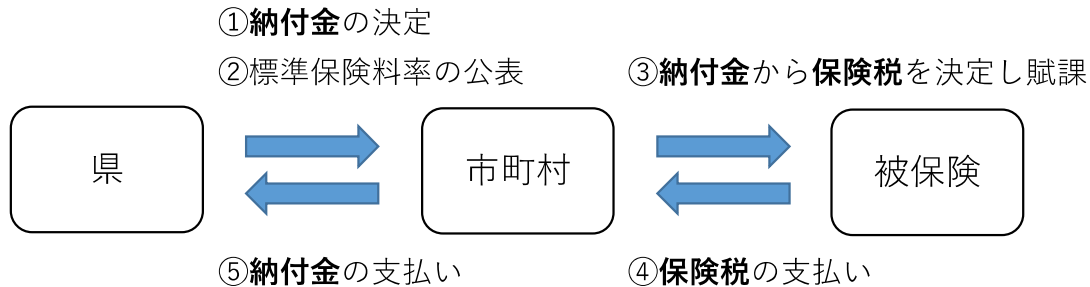
令和3年度	現行（令和4年度）	令和5年度	今後の考え方
低所得世帯対策 として継続実施 20,925 世帯 (10%～40%減免)	低所得世帯対策 として継続実施 20,300 世帯 (10%～40%減免)	低所得世帯対策 として継続実施 － 世帯 (10%～40%減免)	県内の減免基準統一に向けた検討が行われる予定であり、決定された基準に合わせて変更していきたい。
199,800 千円	183,800 千円	－ 千円	

3 税率決定までのスケジュール

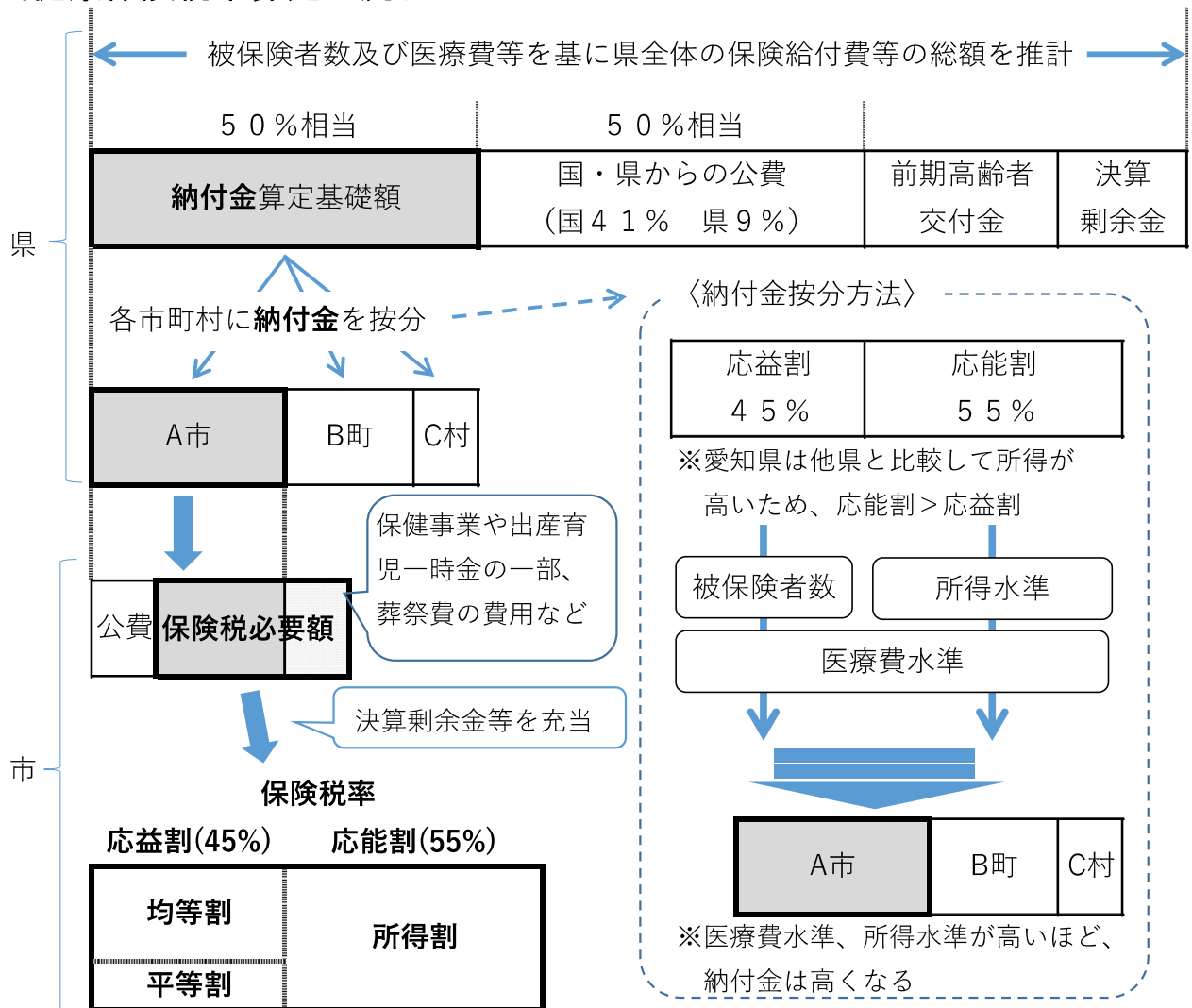
- ① 10月末日 国から愛知県へ仮係数（医療費・所得）を提示
- ② 11月 愛知県が各市町村へ納付金（仮算定）を提示
- ③ 12月末日 国から愛知県へ確定係数（医療費・所得）を提示
- ④ 1月中旬 愛知県が各市町村へ納付金（本算定）を提示
- ⑤ 1月中旬 本市の税率案決定
- ⑥ 2月 第3回国保運営協議会に税率案を提示
- ⑦ 3月 議会において国民健康保険税条例改正、予算を審議

### 国民健康保険税賦課の概要

国民健康保険の財政運営の責任主体は県が担っているため、県は翌年度に県内市町村が保険給付等に必要額を推計し市町村が支払う納付金を決定します。市町村はこの納付金を支払うのに必要な保険税率を決定することになります。



### 国民健康保険税率算定の流れ



豊橋市国民健康保険税率推移

(予算)

課税	区分		県 基準 賦課 割合	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
				税率	賦課割合	税率	賦課割合	税率	賦課割合	税率	賦課割合	税率	賦課割合	税率	賦課割合
医療分	応能	所得割	55%	6.89%	50.0%	6.29%	55.0%	6.52%	55.0%	6.48%	55.0%	6.48%	55.0%	6.60%	55.0%
	応益	均等割	31.5%	20,700円	24.1%	16,400円	21.6%	18,200円	23.0%	18,800円	24.0%	18,800円	24.0%	19,500円	25.0%
		平等割	13.5%	40,200円	25.9%	31,300円	23.4%	30,300円	22.0%	28,200円	21.0%	28,200円	21.0%	25,500円	20.0%
	課税限度額			540,000円		580,000円		610,000円		630,000円		630,000円		650,000円	
	1人当たり調定額			71,247円		65,410円		68,058円		67,582円		63,882円		65,658円	
				前年比(予算)	100.8%	前年比(予算)	91.8%	前年比(予算)	104.0%	前年比(予算)	103.3%	前年比(予算)	93.9%	前年比(予算)	102.8%
後期高齢者支援金分	応能	所得割	55%	2.24%	49.9%	2.41%	54.9%	2.49%	55.0%	2.44%	55.0%	2.44%	55.0%	2.46%	55.0%
	応益	均等割	31.5%	6,900円	24.3%	6,100円	21.7%	6,700円	23.1%	6,800円	24.1%	6,800円	24.1%	6,900円	25.0%
		平等割	13.5%	13,200円	25.8%	11,600円	23.4%	11,000円	21.9%	10,100円	20.9%	10,100円	20.9%	9,300円	20.0%
	課税限度額			190,000円		190,000円		190,000円		190,000円		190,000円		200,000円	
	1人当たり調定額			23,548円		24,246円		24,881円		24,341円		23,118円		23,033円	
				前年比(予算)	99.4%	前年比(予算)	103.0%	前年比(予算)	102.6%	前年比(予算)	100.4%	前年比(予算)	92.9%	前年比(予算)	99.6%
介護分	応能	所得割	55%	2.03%	49.6%	1.99%	55.2%	1.89%	55.1%	2.14%	55.1%	2.14%	55.1%	2.49%	55.0%
	応益	均等割	31.5%	8,400円	24.1%	6,900円	21.4%	7,000円	22.9%	7,900円	23.9%	7,900円	23.9%	8,700円	25.0%
		平等割	13.5%	11,400円	26.3%	9,200円	23.3%	8,200円	22.0%	8,400円	21.0%	8,400円	21.0%	8,300円	20.0%
	課税限度額			160,000円		160,000円		160,000円		170,000円		170,000円		170,000円	
	1人当たり調定額			29,498円		28,045円		26,620円		28,888円		26,559円		29,771円	
				前年比(予算)	100.7%	前年比(予算)	95.1%	前年比(予算)	94.9%	前年比(予算)	103.0%	前年比(予算)	99.8%	前年比(予算)	112.1%

## 「保険調剤薬局による健康相談モデル事業」の実施について

### 1 事業概要

今年度愛知県では国民健康保険被保険者を対象に服薬適正等を推進するために、「保険調剤薬局による健康相談モデル事業」を実施します。これは、「保険者連携プログラム（OPEN HORP）」に参加する保険調剤薬局の薬剤師が、対象者（服薬行動支援が必要な者等）に服薬適正化や生活習慣改善等のための健康相談などを継続的に実施することにより、対象者の健康増進及び医療費の適正化を図ることを目的としています。豊橋市はこの事業に協力し、対象者の名簿作成などを行っています。

### 2 事業に参加する保険調剤薬局

豊橋市内 19 店舗（愛知県内 246 店舗）

### 3 対象者の要件と人数

国民健康保険の被保険者で令和4年3月の診療内容において次の条件に該当する方

- ・ 2 医療機関以上から長期処方（14 日以上）の同種同効の内服薬を 6 剤以上処方されている方（がん、精神疾患、難病、認知症、人工透析患者は除外）
- ・ 長期処方の内服薬を 10 剤以上処方されている方 など

豊橋市内 186 名

### 4 スケジュール

- ・ 令和4年6月 医師会、薬剤師会への事業説明
- ・ 令和4年8月 対象者の抽出、資格等の精査
- ・ 同 10月～ 対象者へ案内文を送付、相談事業の開始
- ・ 令和5年3月 対象者とのフォローアップの内容などを取りまとめた報告書を作成
- ・ 令和5年度 レセプト分析等により事業の効果を検証